

一般社団法人 千葉県社会福祉士会
2018年度 第3回理事会議事録

1. 開催日時 2018年7月29日(日) 10:00~12:05

2. 会場 塚本千葉第五ビル 3階 事務局

3. 出席者 会長 渋沢
副会長 常陸谷、四ノ宮
事務局長 樽林
会員理事 (総務委員会 広報部会) 山口(利)
(総務委員会 企画部会) 岡本
(研修委員会) 宮本、宮下
(ぱあとなあ委員会) 小川、
(災害対策委員会) 市原
外部理事 田中、近藤、山本、矢部
監事 奥野

敬称略

4. 議題

(1) 会長と三役会からの報告

(2) 各委員会報告事項に対する質疑

(事前資料によりご確認ください)

(3) 議事

① 平成30年補正予算について

・ 日本社会福祉士会正会員費の支出に伴う金額変更

② 役員報酬について

③ 予備費の予算流用について

・ 平成30年消費税・市県民税の納税額確定に伴う租税公課への流用

④ 平成30年7月豪雨被災地活動支援への募金

5. 議事録

○ 出席者の確認

事務局次長より、第3回理事会について現在、理事会出席者14名 定款第34条により定足数に達しており、本理事会は成立すると報告

初回のご出席となる、会員外理事、リーガルサポート矢部様よりご挨拶をお願いする

リーガルサポート理事：

司法書士会、リーガルサポートでは主に法人後見委員長を担っており、千葉県の現況は他の県より落ち着いていると感じる 千葉県社会福祉士会とも今後も協力、より良い関係を築いていきたいと考えている 宜しく願います

事務局次長：

ぜひ忌憚のないご意見を頂戴したく、どうぞよろしくお願いする

会長挨拶及び三役会からの報告を行う 三役会は会長、副会長、事務局長、事務局次長で構成されている

○ 渋沢会長から開会挨拶及び三役会報告

- ・ この顔ぶれでの初めての理事会、2年間色々あると思うが、宜しく
- ・ P12-1 で会長職務執行状況として報告させていただいているが、7月8日は、『生活保護基準引き下げ反対集会』に参加した 7月11日にはP13の様に要望書を作成し国会議員会館を回った
- ・ 三団体会長と淑徳大学の山下先生と講師派遣について打ち合わせを行った 研修委員会のあり方についても今後検討が必要である
- ・ 倫理規則策定作業部会は7月26日に6回目の打ち合わせを行った 9月、もしくは11月の理事会では素案お示し出来る予定である
- ・ 7月27日には千葉県のいじめ問題対策連絡協議会に安房地域でSWされている方と出席した 30数名の方が出席の大きな会議で、SWの基礎的な資格として社会福祉士が期待される中で、会として取り組みの必要を感じた
- ・ 種々企画イベントのチラシを資料に添付した 11月は三団体研修を行う 他人ごとでは無く関わっていかなくてはならないことの企画と思う 奮ってご参加いただきたい

○ 各委員会報告事項に対する質疑

各委員会資料の通り

(研修委員会)

説明：研修委員会委員

- ・ 基礎研修Ⅲ受講者に、修了後に成年後見人材育成研修受講されるかをアンケート、当日の受講人数42名中26名が受講ご希望とのことであった

(災害対策委員会)

説明：災害対策委員会委員長

- ・ 災害対策士業等連絡協議会が設立予定である 当会として連絡協議会参加となる場合は理事会で諮ることとなる 災害対策委員会委員長としてメーリングリストへの参加申込予定である ご希望の方は8月6日までに事務局へ連絡願いたい
- ・ 千葉県災害VCからも第22報まで7月豪雨災害については連絡が入っているが、今のところ日本社会福祉士会から派遣に関する連絡はまだである

(総務委員会 広報部会)

説明：総務委員会委員長

- ・ 前回の理事会で、ホームページ上に理事会日程を掲載した場合に傍聴ご希望を想定し準備を進めている 「標準市議会傍聴規則」を参考に案を作成した 第1条で議決のある会議をイメージし、理事会に限定するのか他の議決のある会議を含めるのか、ご意見をいただきたい
- ・ 興味のある議事に参加できるのは、開かれた理事会であると伝わる良い機会と思っている
- ・ 傍聴の可否を委員に諮ってから認めるという考え方もある
- ・ 学生、これから社会福祉士になる方が興味をもって来てくださるのではと考えている
- ・ 今回で決定承認では無く、みなさまからのご意見を基に更に詰めていければと考えている

質疑：

- ・ 傍聴人の人数は限定せず、「会議によって定める」が良いのではないか
- ・ 個人情報を取り扱う場合もあることから、その際は事前に退室を申し伝えるのであろうが、話の流れで個人情報に触れてしまう場合もある 基本的に傍聴は反対である
- ・ 総会への傍聴人は賛成するが、忌憚ない意見を言える場としての理事会への傍聴人は反対である
- ・ 対象者は、正会員のみ？ 準会員や賛助会員は対象者となるのか？ 全く制限を掛けないのは良くないのでは
- ・ 会員を前提として、会員外については特別な申し出があった場合認めるとしたらいかがか
- ・ 「会長が許可した場合」等少し限定文言を設けた上で賛成
- ・ 7条に「会長が傍聴を禁じたとき、～」とあるので、会長が傍聴を禁じることの条項を載せた方がよい
- ・ 傍聴を認めるのであれば、「認めない」場合についての規程があった方がよいと思う
- ・ そもそも理事会日程をホームページに掲載する話から「傍聴ご希望有った場合」となったと理解している 興味をもって傍聴ご希望される方への仕掛けとして第〇〇回理事会はこんな議案(内容)と事前にお知らせする等は考えているか 理事会については議案出来上がるのが1週間前位であるから、早くからお知らせするのは難しいと感じる

説明：総務委員会委員長

- ・ 総会はこの議題、理事会ではこんな議題位はオープンにするイメージである

事務局次長：

- ・ 今回は、理事会と総会の傍聴を、会員に限らず認めるかについてまず決を採る
総会の傍聴について認めるか否か

賛成の方挙手をお願いする→賛成多数

総会の傍聴人に制限を設けるか否か、正会員に限らず傍聴しても良い

賛成の方挙手をお願いする→賛成多数、反対の方→3名

会長：

- ・ 多数決ではあるが、反対の方のご意見いただきたい

質疑：

- ・ 問題が起きた場合を考えて何らかの制限「議長の判断で等」設けた方がよいのではと
考え反対に挙手した

説明：総務委員会委員長

- ・ 第3条の中で担保出来ると考えている

事務局次長：

- ・ 総会については、傍聴に制限を設けないことに反対の方も3名いらしたが、認める方向で規則整備を行うこととする
- ・ 続いて理事会について確認する
理事以外の理事会傍聴について認めるか否か

賛成の方挙手をお願いする→賛成8名、反対の方挙手をお願いする→反対6名

理事会傍聴人に制限を設けない

賛成の方挙手をお願いする→賛成5名、反対の方挙手をお願いする→反対9名

事務局次長：

- ・ 理事会の傍聴については制限を設ける が過半数となった
理事会傍聴人を正会員、準会員、賛助会員の限定する
賛成の方挙手をお願いする→賛成 4 名
理事会傍聴は制限を設けるが会員以外も認めて良い
賛成の方挙手をお願いする→賛成 10 名

事務局次長：

- ・ 今の承認を持ってこれから規則を定めていくこととする

(ばあとなあ千葉)

説明：ばあとなあ千葉運営委員長

- ・ 個人情報取り扱いについて、今後、基本的には事務局内で確認対応することとなったので報告する

(松戸市受託事業)

説明：松戸市受託事業担当理事

- ・ 8月2日に松戸市の事業担当課と今後の方向性について面談予定である 松戸市内の高齢者の支援はかなり進み、市外や若年層が支援対象者と変わってきており、若年層の場合、就労支援との関わりもあることから、時間もかかると思われ、今までの成果判断と変わっていくのではと考えている そこも含めて話し合う予定 追って議事録等で報告する

議事

①平成30年補正予算について

- ・ 日本社会福祉士会正会員費の支出に伴う金額変更

説明：事務局長

- ・ 昨年度まで会員一人当たり 5,000 円の年会費を日本社会福祉士会へ納付していたが、今年度から事務委託解除し、直接管理となることで納付していた年会費を会員管理のため事務局増員に充てることとしてきたところであったが、年会費の納付は事務委託解除前と変わらず一人当たり 5,000 円納付が必要と判明した 納付分の予算確保していなかったため、収入に「繰越金」、これは前期繰越金、現在の資産のことである 支出に「会費支出」として補正し、納付に充てる 顧問税理士への相談確認指導も行っている 承認お願いしたい
- ・ 前年度と事業が変更になっているところ無く、前年度決算に照らして決算後に大きく赤字になること無いと予想される 決算前に収入支出を精査した場合、予算より収入が多い、又支出が少ない等、今回の補正金額までの繰越金が不要となる場合もありえる

事務局次長：

- ・ 前任事務局長として確認不足であった 申し訳ない

質疑：

- ・ 今回の支払いはするとして、ほかの県士会ではどうか？同じ様な認識のところは無いのか？会費 5,000 円が当たり前の既成事実となってしまうないように、他県と意見を合せて、次年度以降について、減額などの意見書を出せたら良いのではと考える
- ・ 事務委託解除により、日本社会福祉士会の事務は軽減されるのだから、減額交渉しても良いのではないか
- ・ 収入の科目は繰越金で合っているのか？予備費でなくて良いのか？税理士相談後の資

料作成と解釈して良いか

説明：事務局長

・ 会の予算書で収入科目に繰越金を使用している それに合わせたものである 又、税理士相談後であることを報告する

会長：

・ 今年度、払わないわけにはいかないであろう 解釈を誤ったことは皆の責任であるが、管理をしなくなったのに5,000円払っていくことには違和感を覚えるので、意見書を作成し、理事のみなさまにお示しした後に、日本会に送ることをしたいと考える

事務局次長：

繰越金の補正予算賛成の方挙手をお願いする→賛成14名

② 役員報酬について

説明：事務局長

・ 前回理事会で役員報酬について規程に則した支弁をするために補正を組んでの支払について、承認いただいたところであったが、その後、大きな会費の補正のことが判明し、自分たちへの支弁となることでもあり、このまま支弁で良いのか、改めて外部理事だけでも支弁するとした方が良いのか、ご意見いただきたい

会長：

・ 前回の理事会では、三役会含む理事会の報酬について事務局にオートマチックに対応してもらった話でご承認いただいたところではあるが、単年度黒字となる様に運営していかなければと考える中で、今回の会費補正のこともあり、まずは外部理事への支弁からの対応でいかがかとの提案である

・ 本来外部理事の方には、規則第4号に則り支弁すべきところが出来ていなかったものとする

事務局次長：

・ 理事会および三役会全員出席したと仮定して年間562,500円で前回承認いただいた

質疑：

・ 前回承認された通りに進めることで良いのではないかと
・ 会員理事と外部理事とは分けて考えた方が良いのではないかと 外部理事については支弁し、会員理事については様子を見てからの判断で良いと思う

事務局次長：

・ 前回は報告の通り、今まで支弁してなかったため、予算科目にも役員報酬は無い 新たに役員報酬としての補正予算を組むことになる 改めて次回理事会で金額含め役員報酬についての補正予算を組み支弁することについて

賛成の方挙手をお願いする→賛成14名

③ 予備費の予算流用について

・ 平成30年消費税・市県民税の納税額確定に伴う租税公課への流用

説明：事務局長

・ 前回理事会で、予備費の補正予算として提出し、支出入を合せるようにとご指摘あり、差戻しとなっていたが、平成30年度消費税等の確定による租税公課の増額については、顧問税理士への相談確認指導により補正では無く、予備費流用の運用としたい

予備費流用での支出について

賛成の方挙手をお願いする→賛成 14 名

④ 平成 30 年 7 月豪雨被災地活動支援への募金

説明：副会長（前災害対策委員長）

- ・ 日本社会福祉士会で支援金の募集が始まり、予算で 50,000 円確保しているところである予算の全部か、又は一部を支援金支出することについてご検討お願いしたい
- ・ この予算で確保している 50,000 円は、現地で支援活動した際の 1 日 5,000 円の助成とは別のものである 助成に充てる予算は別に立てている

質疑：

- ・ 今後災害の起きる可能性を考えると予算の全額を今回の支援金で支出してしまうと、今後、災害が起きてしまった場合に予算が無く困ってしまうのではないか
- ・ 支援金の使われ方はどの様になっているか
- ・ 支出に反対するものではないが、出来るなら現地の県士会に直接お渡しして活用していただけたらと思うが
- ・ 今後、社士会から現地へ支援に行く可能性があるなら、その社会福祉士に託すことは検討出来ないか 現地で必要なものをこちらで購入して送るなどして後から清算する使い方もあるのではないか
- ・ 一度に 50,000 円支出しなければ良いのではないか
- ・ 千葉県社会福祉士会としてある程度の支出は必要ではないか

説明：副会長（前災害対策委員長）

- ・ 支援金の使われ方は受取り側の必要に任せられるところがある 実際は受け取った各県士会で自由にではなくて、予想ではあるが、現地での支援活動に充てられるのではと思う

事務局次長：

- ・ 今回は、日本社会福祉士会へ支援金を支出することについての決を採るので、違う使途が良いと考える方は賛成しない方に挙手していただければと思う

**日本社会福祉士会へ支援金 50,000 円支出について賛成の方は挙手をお願いする→
賛成 6 名、反対 7 名**

- ・ 今回の議案は否決となったので、金額含め会長に一任し、詳細は理事会で報告することとする

説明：事務局長

- ・ P10 委員会規程 4-12-3「委員は、委員長が選任し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する」により、各委員会委員について名簿を添付報告する 各委員へ委嘱状発行送付にあたり、ご承認お願いしたい

総務委員会企画部会委員名簿を確認しご承認いただける方挙手をお願いする→承認 14 名

総務委員会広報部会委員名簿を確認しご承認いただける方挙手をお願いする→承認 14 名

総合相談委員会委員名簿を確認しご承認いただける方挙手をお願いする→承認 14 名

研修委員会委員名簿を確認しご承認いただける方挙手をお願いする→承認 14 名

ぱあとなあ千葉委員名簿を確認しご承認いただける方挙手をお願いする→承認 14 名

司法福祉委員会委員名簿を確認しご承認いただける方挙手をお願いする→承認 14 名

災害対策委員会委員名簿を確認しご承認いただける方挙手をお願いする→承認 14 名

以上、委員会委員承認いただいた 委嘱状発行送付となる

説明：事務局長：

- ・ 研修担当理事よりご要望のあったプリペイド携帯購入にあたり、使用時の内規提案について、ご意見及びご了解いただきたい

質疑：

- ・ 研修が重なった場合はどうするのか 複数台の準備はしないのか

説明：事務局長

- ・ 購入準備は 1 台である 研修が重なる場合は研修担当者間で打合せ調整して運用をお願いする

内規での運用を宜しく願います

事務局次長：

以上で、第 3 回理事会を終了する

12:05 閉会